

〈史料紹介〉

## 「善峯寺実相坊賢良日次」(四)

—元禄十一年七月から同年十二月—

母 利 美 和

本稿で紹介する史料は、京都府西京区大原野小塩町に境内地を持つ天台宗寺院、西山善峯寺の七坊の一つ、実相坊の住持賢良の日記である。賢良の日記は、元禄五年（二六九二）十一月から元禄十七年末までのものが確認される。本稿では、紙面の制限のため、前稿<sup>〔1〕</sup>で翻刻紹介した「元禄拾壹戌寅曆 日次」の後半（元禄十一年七月から同年十二月）六箇月分の記録を翻刻する。前稿でも述べたように、「元禄拾壹戌寅曆 日次」は、筆跡から判断して賢良自筆の清書本と考えられるが、元禄十一年の九月十五日から十月十九日の間、（本庄宗資息男）富田知郷・（桂昌院付用人）進藤資長らの有馬湯治御見舞中の善峯寺にかかる記事は、賢良自身の行動に「御」など敬意を表す接頭辞が用いられており、賢良不在中の留守僧による記録を転写したものと推測される部分を確認できる。賢良による日記の伝存状況や、善峯寺における当時の実相坊賢良の役割については前々々稿を参照されたい。ここでは、元禄十一年後半の記事から注目すべき点を紹介する。

### 元禄十一年後半

この年善峯寺は金蔵寺とともに寺領を増増され、善峯寺では、元禄六年に拝領していた今里村五十石を返上し、新たに上里村と下久世村に都合二百石を「御朱印地」として拝領した。三月十四日には、水帳・高辻帳・物成帳を受け取り、

同十五日には上里村、同十七日には下久世村の現地見分の上、引き渡しが行われた。

**下久世村庄屋役** その後、これら両村の村役人から新領主への祝儀・時候の挨拶、宗門・人別改帳の提出など、頻繁に善峯寺への来訪が見られるが、六月九日に来寺した下久世村の庄屋太兵衛に対し、善峯寺では庄屋役を返上するよう申し渡した。そのため太兵衛は、七月十二日以降、同村の年寄久右衛門とともに庄屋役の継続を願い、七月十八日・同二十日と繰り返し来訪する。善峯寺では、二十一日に下久世村の庄屋役について金藏寺も参会し両山で相談、二十六日には、従来の庄屋太兵衛に加え利兵衛を庄屋役とし、二人で半分宛を担うよう申し付けることが決定した。しかし、二十八日も太兵衛は年寄久右衛門とともに庄屋願に来訪したため、八月二日、同四日の両日、金藏寺と再度協議し、利兵衛の庄屋役は「三分一」と決まり、八月七日に太兵衛・利兵衛を呼び出し申し付けている。

太兵衛の庄屋役の内、「三分一」を利兵衛に与えた理由は、同日の日記に記された太兵衛への「申渡ス覚」によると、「郷村引渡初人之時分、段々無礼之儀共有之よし、不届キニ何茂思召候、依之役目被召上候得共、色々詫言申二付、御了簡ヲ以利兵衛被指加、併結構ニ御了簡被成、利兵衛ニハ三分一、大分ハ其方へ被仰付候」とあるように、御朱印地として新規に寺領となった下久世村引渡の際に、「無礼」があったようである。しかし、その後「色々詫言」を申し入れ、両者による庄屋相役に決着した。その際、太兵衛は庄屋管理の帳面の内、利兵衛の「三分一」を書き抜き渡したいと申し出たが、「三分一斗抜書写シ遣候へハ、田地共物事ニツニ成候」と、あくまで両人相役での庄屋であり、帳面等「諸事一本」として、太兵衛の独立役を許さなかった。以後、太兵衛の庄屋役としての務め振りは丁重となっている。

**七月廿九日惣算用立会** 善峯寺の寺務運営は七坊による輪番年行事制であるが、その交代時期は二月朔日である。そのため、これまでの日記の記事では毎年一月末に、一年間の決算のため、諸経費収支の「惣算用」が行われたが、この年七月二十九日には、年行事任期の半期で「惣算用」が行われている。以後の日記では、この時期の「算用」の記載が

見られない年もあるが、七月晦日や八月朔日の「年行事算用」が「如恒例」と記されており定例化するようである。

**宗門改** 八月十日、雑色松村与左衛門から八月八日付で、例年通り人別宗門改をおこない、当月中に松村の「私宅」へ届けるよう触回達があり、同月二十三日に使僧善入に届けさせている。

**巡見使応接** 八月十一日、雑色松村与左衛門から幕府若年寄米倉昌尹が「御用」のため上京するので、音信等禁止の触れ<sup>②</sup>があり、九月二日、「町代長兵衛」が、近日米倉昌尹が「登山」するので、「道案内」のため見分に訪れた。九月三日には明日登山の先触れがあり、四日、巳刻に米倉昌尹と京都町奉行水野勝直が「登山」した。境内・諸堂を御案内し、「殊ニ掃除等能、宜敷取成と御ほめ」をいただいた。町奉行からは「諸堂、其外諸事委ク書付」を持参するよう命じられ、翌五日には、惣代として円月坊が昨日「登山」の御礼の序でに「諸堂品々書付」を持参している。

この若年寄米倉の「御用」は、触には「巡見之所々」と記すが、『徳川実紀』には記述がない。『寛政重修諸家譜』によれば、將軍の代替わりに行われた若年寄配下の役人が全国を巡察した「巡見使」ではなく、「山城國淀川の普請をよび京、大坂、堺、奈良、東山・東海の両街道巡見」<sup>③</sup>のためであった。巡見の詳細な日程は不明であるが、九月二十六日には「米倉丹後守殿近日南都より上京」するとの触れ<sup>④</sup>があることから、大坂、堺、奈良巡見の前に、京都巡見行程の一環として善峯寺にも「登山」したようである。

**国絵図の修正届** 八月十九日、淀藩の国絵図役人から、「去夏」(元禄十年)に幕府へ提出した「書出」には善峯寺の寺領を「今里村」と記していたが、「当春」に淀へ提出した書付では「上里村・下久世村」と記していると指摘があり、元禄十年十一月晦日に善峯寺の寺領加増にともない領地の村替が行われたため、その書き換えが指示された。そのため、同月二十四日に円月坊が「知行所書付忝通」を国絵図役人へ持参し、提出している。

**御朱印高配当改**

八月晦日には、御朱印地を拝領している寺社に対して、①修理料・神供祭礼、仏事料、②寺中・社

中への配当、③御朱印高を残らず住持・社司へ所務している場合、修補はどのように差配するのか、④御朱印高が無い場合、「内証高」はどれだけ有るか、またその場合①②③はいかがが差配しているか、⑤御朱印高の他に修復料を極めているのか、これら五箇条について、町奉行へ提出するよう寺社触が雑色松村与左衛門から回達された。九月朔日には惣代谷之坊が「御朱印高配当書付」を、町奉行所へ提出している。日記には「留メ外二有」とするが現存しない。

**侍奉公人雇用・知行所毛見** 九月に入ると寺領御朱印地の年貢関係記事が散見されるようになる。九月六日、七日に上里村・下久世村の庄屋が来訪、「当取ケ」(年貢)について書付を提出するよう申し渡している。同月十六日には、「知行所毛見」のため、丹波寺田(桑田郡寺田村カ)へ青山三左衛門<sup>⑤</sup>を雇いに使僧を遣わし、夜には来着した。また上里村・下久世村の庄屋へは、明日から「毛見」を派遣するので、早損・水損などによる「毛引帳」を認め待っているよう申し遣わしていた。

翌十七日は、丹波寺田から呼んでいた青山三左衛門に、九月七日に寺侍として雇った山本五左衛門と宗伯<sup>⑥</sup>・杉谷小兵衛が同道、草履取、茶弁当・挟箱持の人足を添えて派遣した。この日は上里村の「毛見」を終え、下久世村へ歩行で赴き、庄屋利兵衛宅に一宿した。翌十八日は下久世村の「毛見」を「首尾能仕廻」、昼八ツ前には帰山している。翌十九日は雨天のため青山は善峯寺に泊まり、二十日、送りの下人を添えて丹波へ帰った。

**桂昌院「御筆之物」拝領** 九月十日、上京していた進藤資長から御召しがあり、賢良は放光坊忍忠と同道して出京。京着すると金蔵寺の桜本坊と同道して、三本木屋敷の木下信真へ御見舞した。その後進藤資長の旅宿へ参上したところ、桂昌院の「御筆之物」を両山へ下された。これは進藤資長の御取り成しにより御願いしたことであった。

この「御筆之物」の具体像は記録されていないが、現存する桂昌院の自筆の遺品は、和歌色紙三点と異母姉妹である瑞光院へ宛てた消息一通である。寺伝によれば、前者は元禄十一年正月に、観世音菩薩と薬師如来に献詠したものとさ

れるが、賢良の日次には元禄十一年正月前後には該当する記事はなく、また寺伝の確たる根拠は見当たらない。金蔵寺にも桂昌院拝領品として和歌色紙が伝わることを勘案すれば、これらが「御筆之物」の可能性も考えられるであろう。

進藤資長・富田知郷の有馬湯治 進藤資長は九月九日に、桂昌院「御筆之物」を携え江戸から上京していたが、その本来の目的は有馬での湯治療養であった。

進藤資長は、進藤義雪の子であり、桂昌院の異母姉妹である瑞光院と山科宗賀の孫である。このような由縁から、元禄七年、瑞光院死去に際して將軍綱吉から三千石で取り立てられ、桂昌院付用人となった人物であり、元禄十二年まで善峯寺と桂昌院を繋ぐ取次として重要な役割を果たしている。<sup>(9)</sup> 前稿でも述べたように、元禄十一年正月九日、今後の負担を考慮し、善峯寺と本庄家縁類との交際範囲を本庄宗資、本庄資俊、進藤資長、富田知郷、牧野康重、本庄道章、桂昌院付老女の福井・隆、本庄宗弥、本庄宗長、両比丘尼衆(空知・利清)に限定するようにとの桂昌院の意向を善峯寺に伝達したのは、この進藤資長であった。<sup>(10)</sup>

進藤資長の湯治療養については、「善峰寺文書」の中に関連資料が豊富にあるため、少し委しく経緯をたどってみよう。資長は、元禄十年秋頃から「足痛」を煩っており、元禄十年十一月には資長の「足痛」のため、桂昌院から「近々熱海湯治」を命じる御内意が示されている。<sup>(11)</sup> 同年十一月九日、熱海へ発足、本庄宗資に仕えていた医師岡村道仙も同道している。<sup>(12)</sup>

元禄十一年の有馬湯治も、桂昌院の命によるもので、進藤の従兄弟富田知郷(本庄宗資次男)と宗資家臣の木下信真とを同道して実施しており、同年九月九日に京着、十二日発足、九月十三日から十月二十三日に有馬を発足するまで四十一日間もの長逗留であった。御供していた医師岡村道仙の九月十九日付の書状によれば、「爰許御入湯拾三日、五廻り御入り」、京都への「中帰り」を中止したと伝えている。<sup>(13)</sup> 江戸時代中期には、湯治は七日間を「一廻(周)」とし

て、二廻や三廻が基本<sup>(14)</sup>と考えられていたが、入湯当初から温泉の効果が病状に適合したのか「五廻り」を計画しており、途中で休息のため一旦京都へ戻る「中帰り」の予定を返上するほどであった。善峯寺・金蔵寺からは、湯治中の「御見舞御伽」として九月十五日、実相坊賢良と金蔵寺桜本坊が同道し有馬に立出し、進物として「焼饅頭壺折百入・酒五升樽式ツ・壺分麩百人苞壺ツ・松茸壺籠ツ、」を、富田・進藤・木下へそれぞれ持参している。有馬に着いた賢良は、九月十八日に「御三人共二御機嫌能御入湯」、同二十一日には「甲斐守様<sup>(富田知郷)</sup>・淡路守様<sup>(進藤資長)</sup>温泉一段と御相応被成、一日二両度ツ、御入湯之由、扱又御入湯之節ハ彼地年寄壺人ツ、御前キはらい仕、毎度〳〵諸事はれかましき」と、厚遇・快適な湯治の様子を伝えている。また進物として持参した松茸がお気に入りの様子であり、善峯寺では九月二十三日に小塩村で松茸を一人十五本宛を調達し、金蔵寺も同様に調達し、翌二十四日、人足の七助を遣わし有馬へ届けた。さらに、九月二十九日にも金蔵寺と共に松茸を調達、翌晦日に人足喜三郎が有馬へ届けている。

また十月四日には、善峯寺から成就坊賢瑞とその弟子の民部卿賢充（岡村道仙子息）、金蔵寺からは境知坊と西室坊が、実相坊と桜本坊の交替として有馬へ御見舞に立出し、「素麺六拾把・羊羹三拾棹・壺分麩百五拾苞」を持参している。先発し「御見舞御伽」を勤めた実相坊は、十月二十日に帰寺し、この日の記事によれば、「同（九月）十五日分善峯寺分実相坊、岩倉分桜本坊有馬へ相詰メ、昨十九日迄居申、成就坊<sup>(賢瑞)</sup>・民部卿<sup>(岡村道仙子)</sup>・境智坊十月五日二有馬へ参入、廿一日迄相詰メ」る予定であった。実際には成就坊の帰寺は十一月三日であるため、おそらく病弱であった弟子民部卿の入湯治療のため延長したのである<sup>(15)</sup>。

進藤資長一行は湯治を終え、十月二十三日に有馬を発足し、資長は翌二十四日は雪降る中、山崎から金蔵寺へ「御廟参<sup>(16)</sup>」、富田知郷と木下清信真は大山崎の八幡宮へ社参し、京着したようである。二十五日には実相坊賢良と円月坊が出京し、明日、進藤・富田一行が「登山」との噂を聞き、「上下道除掃、本堂・弥陀堂莊嚴」をさせている。しかし、夕

刻に使いが京から帰り「未御客御登山之儀、日限知レ不申候由」と伝えたため、二十七日には、賢良と桜本坊、二十九日には惣代谷之坊が進藤・富田を見舞うなど様子を伺い、十一月朔日には、明日、富田知郷と木下信真が「登山」となった。

富田知郷・進藤資長の「登山」十一月二日、富田知郷と木下信真は、富田家家臣川口彦大夫(茂輝)と有馬から「茅坊兵左衛門」を御供として「登山」した。「茅坊」は有馬の宿坊の一つと考えられ、同月五日に進藤資長が「登山」した際には「奥坊半六」が御供していることから、それぞれが有馬での宿坊であったと推測される。おそらく長逗留の上客への返礼として、帰京の御供を勤めたのであろう。木下信真は、富田・進藤の「登山」にそれぞれ同道しているが、兩人の「登山」が別日程となった理由は定かではない。進藤の「登山」が成就坊・民部卿の有馬からの帰寺(十一月三日)の後であること、進藤の「登山」には民部卿の実父岡村道仙が御供していることから、進藤にとつても朔にあたる民部卿の帰寺を待つて「登山」したとも考えられよう。

富田・進藤が「登山」した両日とも、善峯寺では食堂で迎え「御馳走」でもてなし、兩人からはそれぞれ「本尊へ御初尾金子百疋、坊中へ為御祝儀金三百疋」を持参している。両日の「登山」の翌日には、善峯寺からは惣代が御礼のため出京し、賢良は十一月九日から「御見立」(見送り)のために出京、「御暇乞」に「服部たはこ拾斤入箱壹ツ」を兩人へ進上している。また、同十三日には、九月十二日に拝領した桂昌院「御筆之物」の御礼として、進藤資長へ善峯寺・金蔵寺から「求肥五斤入・山輪同箱壹ツツ、」を進上し、十四日、成就坊賢瑞・実相坊賢良は富田・進藤一行の発足「御見立」をおこなった。

これら富田・進藤の有馬湯治と「登山」は、善峯寺・金蔵寺の両山にとって、桂昌院による堂舎復興以来、初めて両山との密接な由緒がある本庄家一族来訪の機会であり、その際に進藤資長からもたらされた桂昌院の「御筆之物」は、

現在も両山に伝わる数少ない桂昌院自筆の遺品となっている。

江戸浅草誓願寺の「登山」 実相坊賢良が、有馬に滞在中の九月二十六日、江戸浅草の誓願寺が、寺中の者と同宿恵俊・源達・岳貞・岳真らを供として「登山」、本尊観音へ「初尾金子百疋」、寺中七坊へ「百疋ツ、」を持参し、食堂で「酒・吸物・小付」の「食振舞」を受けた後、三鈷寺・金藏寺へも参詣している。この「登山」の目的は不明であるが、江戸浅草の誓願寺は、当時綱吉・桂昌院の篤い帰依を受けており、桂昌院ゆかりの両寺への表敬と推測される。翌二十七日には、谷之坊が出京し、昨日「登山」への付届け、暇乞として服部煙草二十斤・求肥三箱・大風呂敷七ツを持参し遣わし、丁寧な応対をしている。

青蓮院英宮葬送 十月十三日の夜、本庄家京屋敷の留守居河村一右衛門(隆水)から手紙が届き、青蓮院英宮の死去が報じられた。翌十四日には、放光坊・谷之坊が出京し、英宮への御悔やみを申し上げる序でに、元禄七年十月に死去した後桂蓮院(尊證法親王)の「御例」と同様に、「御葬送之御供」を坊官進藤為之に申し入れている。

善峯寺と青蓮院との関係は、鎌倉時代の慈鎮和尚をはじめ、道覚親王・慈道親王・尊円親王・尊道親王などの青蓮院宮が善峯寺に住山した由緒があり、善峯寺はその由縁により、江戸時代には青蓮院の寺務をつとめていた。寺務拜命の起源は定かではないが、元禄四年(一六九二)十二月に青蓮院門主と善峯寺の間で、「寺務末寺之論」<sup>18)</sup>が起こっていたようであり、同五年六月には、善峰寺は、青蓮院住持であった慈鎮和尚以来、数代が当山御住居した御寺である故、御寺務に命じられて来たので、いよいよ替わらず崇敬している旨の「一札」<sup>19)</sup>を、七坊連署により、青蓮院坊官へ提出している。このような由緒から、善峯寺では青蓮院宮後桂蓮院(尊證法親王)薨去の葬送の際、「御供」を務めており、その「御例」<sup>20)</sup>により、「御葬送之御供」を申し入れたのである。坊官進藤為之からは「尤ニ被存、然者十七日夜亥ノ刻ニ真如堂方丈々御葬送之御規式有之候間、暮方ニ彼方へ参候様ニ」と指図があった。

英宮の死去は、実際には十月六日であり、同八日には青蓮院「御殿之御山」に葬られていたが、葬送が十七日へ延期されたのは、東山天皇の女御懷妊の「御祝儀御能」が挙行されるためであった。幕府から上使大沢基躬が上京するので、「御隠之儀御遠慮ニて十一日ニ御公儀向御沙汰有、十三日迄鳴物御停止」<sup>(22)</sup>のためであったという。

御葬送の当日、十七日には放光坊と谷之坊・宗伯らが真如堂法泉坊に宿を借り、深夜「亥之刻」<sup>(23)</sup>に真如堂において「御葬送之規式」が行われ、導師は山門正観院前大僧正、真如堂、山門上乘院をはじめとする山門衆、多武峰衆・鞍馬寺に続き「善峯」、坂東寺、その他の「御由緒有之衆」が御供を勤め、御贈経・御焼香は放光坊が惣代で勤めている。

**栄光院五十年遠忌** 十二月九日、江戸の木下信真から、今月十三日は「栄光院様五十年忌」当日であるので、本庄宗資から廻向料として金子二両を下されたとの書状が届く。栄光院は本庄宗資の父宗正の前妻であり、宗資の異母兄本庄道芳の実母である。また桂昌院から父母をはじめ先祖菩提の供養を託され金蔵寺に住山した喜明上人(賢海)の養母でもあった。善峯寺・金蔵寺と本庄家の密接な関係の要因となった人物の一人である。

賢良の日記の記事では「江戸今申来ル趣」として、「圓月坊三代先之光瑞御念比ニ御座候、唯今之衆中ハ無御存知方も可有候へ共、光瑞心ニ成替り心実ニ御廻向頼入と之御帖、木清兵衛殿迄御念比ニ申来ル由」と、圓月坊の三代前の光瑞と「御念比」であり、現在の善峯寺の衆中には存知しない者もあるが、光瑞の心に成り代わり御廻向を、と依頼している。

この書状は現存するので、次ニ全文を記しておこう。

栄光院殿天卓宝樹大姉、当月十三日五十年忌ニ而候、依之本庄(宗資)因幡守殿分御志御廻向料被遣候、

覚

一、金子貳両 右之御亡者御廻向料也

但、右之御亡者、其元唯今一山之衆中、聡と御存知無之事茂可有御座候、三代先圓月坊光瑞ヲ右御亡者御皈依被成候間、衆中光瑞之心成替り、心実ニ来ル十三日御廻向可被成候、右之通、因幡守様分御状ニ而可被仰遣候得共、拙者方今能々可申達由御座候、尤御施主ハ因幡守様ニ而御座候、御請之御状被進候ハ、右光瑞之心ニ成替り、一山能々御廻向仕候と御認可被成候、尚其内可得御意候、以上

極月九日

木下清兵衛

善峯寺惣中

文面を確認すると、ほぼ日記の記事は正確に書状の趣旨を記しており、日記に記す「御念比」とは、栄光院が光瑞に「御皈依（皈依）」していたことであることがわかる。しかし、日記の記事では十二月九日に本状の到来を記し、十一日から「二夜三日之法事」を勤めると記し、十一日から十三日まで法事を勤めたことが記されるが、この当時在江戸であつた木下信真が、主人本庄宗資の命を受けてこの書状を「極月九日」に認め、同日に善峯寺に届けることは不可能であろう。木下からの書状は「飛札到来ス」と日記に記すので、早飛脚と推測されるが、大名が用いる「継飛脚」でも江戸と京都間は二日半はかかると考えられるので、法事の初夜である十一日に到着の可能性はあるが、日記の記事を整合的に理解するのは困難である。賢良の日記の記事は、ある程度の操作が加えられていると考えられ、記事内容については現存する「善峰寺文書」と照合の上、検討する必要がある。

## 注

- (1) 母利美和「善峯寺実相坊賢良日次」(三)「元禄十年正月から同十一年六月」(『京都女子大学大学院研究紀要』第二四号、二〇二五年)。

(2) 洛中町々へは八月七日に、元禄十一年八月付で触れられる。(『京都町触集成』第一卷、一六九、以下『京町触』と略記。)

(3) 『寛政重修諸家譜』(以下『寛政譜』と略記)の米倉昌尹の記事によれば、元禄十一年八月二日、米倉は東叡山寛永寺の根本中堂の普請が完成し、將軍綱吉から手づから脇指を拝領し、同日この巡見を拝命している。

(4) 『京町触』第一卷、一七八。

(5) 青山三左衛門は、元禄九年三月朔日の日記記事では「足袋屋青山三左衛門」と翻刻したが、「青山」の姓が記載されることから足袋屋と同一人物とは限らないであろう。元禄十年正月二日の記事では、賢良が松本坊と共に高槻の本山寺へ「初寅」に参詣した際に「同道」と記され、その際下人の「喜三郎」を「供」と記していること、善峯寺の「知行所毛見」に雇われた際にも、丹波への帰路に下人を添えられていることから、善峯寺に雇われてはいるが、「侍奉公」として雇われた山本五左衛門とは待遇の違いが窺える。

(6) 元禄十一年九月七日条に、「亀山今山本五左衛門と申者、侍奉公望今日来ル、大智院取次也」とある。大智院は、丹波亀山(現京都府亀岡市上矢田町)の歙山神社の別当寺であり(『京都府の地名』平凡社)、この住持の仲介により「侍奉公」、いわゆる寺侍として雇われたと考えられる。

(7) 寺中の僧と考えられ、淀藩への使僧として派遣されたり、賢良等と同道して出かけることがある。

(8) 『徳川実紀』には、進藤資長取り立ての記事は確認できない。「善峯寺文書」の中興書簡帖(調番・中興008、以下「善峯寺文書」については、このように表記する)の奥書には「元禄七年瑞光院逝ス、時ニ源台君綱吉、更ニ三千石ヲ以テ資長に賜テ、祀リヲ継カ令ム」と記載し、今度、拙者新知・屋敷拝領有難く存ず。御祝儀として求肥一箱送り下され忝く存ず。翌三日には、進藤資長から善峯寺物中へ、今度、拙者新知拝領の御祝儀迄に金子100疋進上するとの、元禄七

年九月二日付「進藤猪右衛門資長書状」(調番・中興1008-09)を収録する。また「進藤系図」(大石神社蔵「大石家外戚枝葉傳」赤穂義士史料集一、新人物往来社、一九七九年)によれば、進藤資長について「(瑞光院) 江戸二趣キ綱吉公ニ謁シ、采地三千石ヲ賜フ、瑞光院没後、其ノ采地ヲ資長ニ賜ハリ、中興御小姓トナル、」と記す。

- (9) 「進藤淡路守書簡帖」の奥書によれば、「明年(元禄十二年)ノ冬、坐シテ於悖事ノ訴ヘアルニ、而黜ゾケラル、終ニ祀リヲ絶ツ、甚タ為可憐惜者、称離相院空岸是也」(調番・中興書簡008)と記され、「悖事」を訴えられ連座した原因は不明であるが、「善峯寺文書」中においても元禄十二年十二月十四日付の書簡(「進藤淡路守資長書状」(調番・中興1012-34))以降の書簡類は確認できない。また「大石良麿」系図(大石神社蔵「大石家外戚枝葉傳」前掲注(8))によれば、「本庄安藝守(資俊) ト不和ニシテ数々口論ニ及ブ、剩ヘ彼善カラズ、一卷ヲ書シテ之レヲ呈ス、柳沢出羽守ヲ以テス也、此儀ニ依リテ、牧野ガ城地閑宿ニ拘ヘラル、後ニ濱松ニ拘サル」と記され、本庄資俊との不和が原因であったと伝える。

(10) 「善峰寺実相坊賢良日次」(三) 元禄十一年二月朔日条(『京都女子大学大学院研究紀要』二四号、二〇二五年)。

(11) 「野条平蔵嘉容・岡村道仙玄澄連署書状」(調番・広201-10)。

(12) 桂昌院の姉瑞光院の甥(大石良麿)系図では山科宗賀の妹、埋忠吉信の妻波知の子とも伝える。乙訓郡外畑村の出身の医師で、元禄七年に本庄宗資の求めに応じて江戸に出て本庄宗資に仕えていた。進藤資長の熱海湯治に同道し、元禄十年十二月十八日、資長に召し出され、「去月淡路公熱海入湯の砌に(道仙) 病用御供の段、奇特との事」と、「密に」<sup>(進藤資長)</sup>「御巻物三、御金拾両」を拝領したが、御礼を本庄宗資様へ書付により密かに申上げよと「御指図」があったことから、道仙の「病用御供」は本庄宗資の命によるものである。また、元禄十一年九月の有馬湯治にも道仙は桂昌院の命により御供を勤め、「内々金子五千疋・晒布三疋」を拝領している(「岡村道仙玄澄書状断簡」調番・広205-05)。

- (13) 「岡村道仙玄澄書状」(調番・広<sup>22</sup>0502)。
- (14) 松田忠徳『江戸の温泉学』(新潮社、二〇〇七年)によれば、貝原益軒の『養生訓』では「三廻」、後藤良山の『師節筆記』では「三廻」を説いている。
- (15) 九月十六日付「岡村道仙玄澄書状(成就坊宛)」(調番・広<sup>22</sup>0502)では、「貴様御越の儀、民部卿も同道なされ、其上晴雲院殿(民部卿の伯母)にも小児の療にはよきよしにて御す、め被成候由、当地の湯者大熱湯にて、よく療ヲいやし申候、しかしつよき湯にて、あまり愈過申候、其段ハゆ葉など服用いたし、湯ヲあしらい申候ハ、一段とよく可有之候」と、道仙は医師の立場から実子でもある民部卿の湯治方法について成就坊に助言している。
- (16) 進藤資長は、元禄七年に死去し、金蔵寺に埋葬された祖母瑞光院の廟所へ参詣したものと推測される。
- (17) 誓願寺は、徳川家康が文禄元年(一五九二)に小田原誓願寺に願ひ神田白銀町に創建した浄土宗寺院であり、家康・松平家忠の帰依を受けたと伝える(『東京都の地名』平凡社地名体系、一九八三年)。明暦大火後、浅草に移転していたが、元禄期に徳川綱吉・桂昌院の帰依により堂舎を復興し、寺領御朱印知四百石を拝領したと伝えるが、『徳川実紀』では、元禄九年四月九日には新たに寺領二百石と、寺地を増され、「桂昌尼公御願によてなり」と記される。
- (18) 元禄四年十二月「青門主様と当山と寺務末寺之論発端口状写(包紙)」(調番・広<sup>22</sup>005)。包紙のみ伝存するが、包紙上書には「元禄四辛丑年青門主様と当山と寺務末寺之論発端口状写式通」、包紙上部折込書には「一、元禄四辛丑十二月廿七日青御門主様御代参宮内卿(但、谷之坊弟子也、当時御<sup>殿カ</sup>□□相勲)参候節、木下清兵衛殿迄当寺御造宮御礼被仰遣、御口上書衆僧江御見せ被遊候写し志通、一、当山分石御口上書御見せ被下候御返事覚書志通トメ」と記され、善峯寺の造営復興に際して、善峯寺と青蓮院との寺務関係や本末関係で争論が始まったようである。
- (19) 元禄五年六月「一札(青蓮院宮寺務拜命由緒二付)」(調番・寺<sup>1</sup>014)。

(20) 「善峯寺文書」の中には、青蓮院宮葬送に関する文書が後桂蓮院宮（元禄七年十月十九日〜同八年十月二十一日）、智冥院宮（同十一年十月十三日〜十二月七日）、蓮華寿院宮（延享四年九月二十五日〜十一月九日）、広修院宮（宝暦二年七月二十一日〜九月九日）、施無畏王院宮（文政七年三月十九日〜五月九日）と伝存するが、元禄七年の尊証親王葬送に関するものが最も古く、それ以前のものとは確認できない。

(21) 東山天皇の女御幸子女王は元禄十年二月二十五日に入内し、第一子は元禄十三年の皇女秋子内親王と伝えるが、それ以前の懐妊については、『本朝後胤紹運録』、『徳川実紀』にも記載なし。



(22) 『京町触』第一卷、一八〇。

(23) 後白河天皇崩御の葬送の様子を記した『名月記』でも「亥之刻」に葬送行列が行われたとされる（増田美子「中世の葬儀と喪服―黒から白への回帰―」『学習院女子短期大学紀要』第三〇号、一九九二年）。

(24) 元禄十一年極月九日付「木下清兵衛信真書状」（調番・中興↑018↑09）。

凡例

1 善峯寺実相坊賢良の日記、「元禄拾壹戊寅曆 日次」の七月朔日から十二月晦日まで、六箇月分の記録を翻刻する。

2 翻刻にあたっては、できる限り底本表記にしたがい翻字し、誤字と思われるものそのまま翻字したうえで( )に本来の文字を傍注とした。しかし、「泊」や「注」など、本来は三水偏である文字が草書体の筆跡の癖からか、あきらかに言偏に見えるものなどは、書き癖と判断し、三水偏で翻字した。文字の抹消は、・などで示した。

3 変体仮名は、江(え)・而(て)・茂(も)・者(は)など、合字は、夕(より)・メ(して)は原文のまま翻字した。

4 本文中の二行・三行の割注は、へ 〵 で括り翻刻した。

5 敬意表現である「平出」は二字アキ、「闕字」は一字アキで表わした。

6 翻刻史料は、実相坊賢良自筆の原本と考えられるが、元禄十一年の賢良が有馬湯治中の一部記事は、賢良の行動を「御」付けしており、この時期の寺中の記事は他者の記録を賢良が筆写したものと推測される。

(元禄十一年)

七月朔日癸酉 晴天

二日甲戌 晴天、河村一右衛門殿登山、上里村伝左衛門  
(隆水)  
(葛野郡)  
 来ル

三日乙亥 晴天、昨晚八ツ時分淀南ノ橋詰メ出火、因茲  
 淀ノ御城 石川主殿頭殿へ為御見舞惣代圓月坊参入、生  
(憲之)  
 嶋佐右衛門へも届ケ致被帰候、百式十軒程焼ル

四日丙子 晴天

五日丁丑 晴天、一山墓参ス、岩倉山へも四人参ル

六日戊寅 晴天、河村一右衛門殿帰京

七日庚卯、雨天

八日辛辰 雨天

九日壬巳 晴天

十日癸午 晴天、三本木御屋敷へ為御見舞、放光坊出京  
(忍忠)  
 十一日甲未 晴天、青門主様ヨリ為御代参三智坊登山、  
(英吉)  
 鳥目百疋御寺納

十二日乙申 晴天、下久世村太兵衛丑ノ年口米持参ス、  
(山城国乙訓郡)  
 庄屋役め之願申来ル、仏師源之丞来ル

十三日丙酉 晴天

十四日丁戌 晴天

十五日戊亥 晴天、宗喜方へ病氣見舞ニ夜ル行ク、供庄  
(ママ)  
 兵衛

十六日己子 晴天、吉丸同道して服部村へ参ル、食堂松  
 本坊へ預置ク、いわくらへ御□参、惣代圓月坊・仙翁  
(柳方)  
 坊・治部卿

十七日庚丑 晴天

十八日辛寅 晴天、撰州夕酉ノ刻帰寺ス、下久世村太兵  
 衛・年寄久右衛門来ル、庄や役目願之儀也  
(屋)

十九日壬卯 晴天

廿日癸辰 晴天、下久世村太兵衛来ル、庄や役目願也

廿一日甲巳 晴天、岩松得度、改メ恵元、実名辨昌卜

云、一山江振舞有、宇辨第三年忌斎有、両山参ル、下久  
(圓月坊前住)  
 世村庄や之儀、今日両山相談定ル、来ル廿六日申付ル筈  
 也、太兵衛・利兵衛半分ツ、申付ル筈也

廿二日乙午 晴天

廿三日丙未 申ノ刻夕立

廿四日丁申 晴天

廿五日戊酉 雨天

廿六日己戌 雨天

廿七日庚亥 晴天、(木下清兵衛殿今度式百石御加増、殊

ニ地方拝領、為御祝御屋敷へ惣中今饅頭折・樽持參、惣代実

相坊出京ス)

廿八日辛子 晴天、淀石川主殿頭殿今御使者村井太左衛

門登山、是ハ先比淀近所出火ニ付、此方今惣代ヲ以見舞

申上ル、其御礼御使者如此、扱又下久世村太兵衛・久右

衛門庄や願之儀ニ来ル

廿九日壬丑 晴天、二月朔日今七月晦日迄、惣算用立會

致ス

八月朔日癸寅 晴天、如例阿智坂へ社參ス、下久世村利

兵衛、朔日之礼ニ来ル、上里村伝左衛門来ル、礼也、善

入案内ニ而初而寂性ニ逢申候、両山庵借り申度願也

二日甲卯、未ノ刻夕立、下久世村庄や役め之儀ニ付、為

相談、成・実・谷いわくらへ越山ス

三日乙辰 雨天、明四日豪陳七周忌ニ付、今日非時今松

本坊へ往ク

四日丙巳 晴天、豪陳七年忌斎、松本坊ニ有、岩倉衆越

山、下久世村利兵衛ニも庄や役め三分一申付ル相談ニ究

ル、来七日ニ申付ル筈也

五日丁午 晴天

六日戊未 晴天、下久世村太兵衛・利兵衛方へ人遣ス、

明日利兵衛四ツ時登山、太兵衛九ツ時分登山仕候様ニ申

遣ス

七日己申 晴天、下久世村利兵衛ニ申渡覚、庄や役目

度々願候ニ付、今度太兵衛と相役ニ被指加、太兵衛大分、

其方へ三分一被仰付候、向後諸事申合、帳面ハ一本ニ致

持參候様ニ申渡ス、利兵衛願候ハ、然上ハ水帳写シ仕、

此方へも渡候様ニ被仰付被下候様ニ申、其段ハ此方ニ而

後程申可渡、猶又其元ニ而も其断申、写シハ所持可仕と

申渡ス、

太兵衛ニ申渡ス覚、郷村引渡初入之時分、段々無礼之儀

共有之よし、不届キニ何茂思召候、依之役目被召上候得

共、色々詫言申ニ付、御了簡ヲ以利兵衛被指加、併結構

二御了簡被成、利兵衛ニハ三分一、大分ハ其方へ被仰付候、向後申合、帳面ハ諸事一本ニ仕持参と申渡ス、扱又水帳之写シハ利兵衛ニも可遣置と申渡ス、然処ニ太兵衛・久右衛門申候ハ、利兵衛仕候分斗帳書拔渡度旨願申候、其段ハ左様ハ成間敷事と申渡、三分一斗拔書写シ遣候へハ、田地共諸物事二ツニ成候間、其段ハ成間敷儀と申渡ス

八日庚酉 晴天、(山城国乙訓郡)下久世村百性九郎兵衛礼ニ来ル

九日辛戌 晴天、(高野郡)上里村伝左衛門来ル

十日壬亥 晴天、口上覚 一、例年之通、人別宗門改之儀

被仰出候間、帳面去年之通御認候而、当月中ニ私宅へ御

越可被成候、以上、とり八月八日(雑色)松村与左衛門印、触

所如常、快雲七年忌、明日、今晚非時分仙翁坊へ参

十一日癸子 晴天、覚 一、今度米倉丹後守殿御用有之

而上京候、為迎罷出候儀并飛札・音信等堅可為無用

事、一、巡見之所々掃除等入念候儀無用之事、一、見分之節、

其所に無之商売物外より持参仕間敷事、

右之通洛中洛外寺社方并町中へ可令触知者也

寅ノ八月日

右之通被仰出候間、門前・境内へも御触之趣可被仰渡候、

以上、元禄十一年寅八月七日 松村与左衛門印

下久世村庄や太兵衛・年寄久右衛門、此度庄や役め大め

被仰付候礼ニ樽・三本入扇子箱持参ス

十二日甲丑 晴天

十三日乙寅 雨天、久世村利兵衛、今度庄や役め太兵衛

と相役ニ被仰付候為御礼、樽・扇子持参ス

十四日丙卯 晴天、(高野郡)上里村彦兵衛いり米持参、(兄方)呪吉兵衛

と田地之儀ニ付少申分有之由

十五日丁辰 晴天、口触 頃日町々に疲犬・病犬多有之

候、従前々相触候通、其所々にて養ひ、病犬・子犬等者

檻にても拵入置、龜抹に致ましく候、若相背もの有之者

可為曲事旨、洛中洛外江可令触知者也、寅八月日、右之

通被仰出間、門前・境内へ御触聞せ相守候様ニ可被仰渡

候、以上

元禄十一年寅八月十一日(雑色)松村与左衛門印 触所如常

十六日戊巳 晴天

十七日己午 晴天

十八日己未 時々雨

十九日庚申 晴天、淀石川主殿頭殿御内、国御絵図役人

衆手昏書付之案文到来、用事ハ、去夏 公儀江書出候

ハ、当寺領今里村書付上ケ候、当春淀江指出候書付ニ

ハ上里村・下久世村有之、村書去冬霜月御加増ニ付相違

仕候故、書付改メ指出シ候様ニ申来

廿日辛酉 晴天、庄屋不残ハサ米持参ス

廿一日壬戌 時々雨、法泉坊分書状来、上乘院今度植野

御堂法会ニ俄ニ被召下向ニ付、法泉坊供ニて罷下候よし

廿二日癸亥 雨天

廿三日甲子 雨天、宗門改帳、松村与左衛門方へ使僧善

入持参ス、帳巻冊ニて相濟、外ニ持参無シ

廿四日乙丑 晴天、知行所書付壹通、淀国御絵図役人衆

へ相渡ス、圓月坊持参、卜モ宗伯・伝三郎

廿五日丙寅 雨天

廿六日丁卯 晴天

廿七日戊辰 晴天、成就坊出京、供善兵衛

廿八日己巳 晴天

廿九日庚午 雨天

晦日辛未 雨天、一、御朱印高何程之内、何程ハ修理料、

何程ハ神供祭礼、何程ハ仏事料ニ相極置く候哉之事

一、御朱印高之内、何程ハ寺中又ハ社中江配当候哉之事

一、御朱印高不残住持又ハ社司江所務いたし候哉有之哉、

左候ハ、修補之節ハ如何いたし候哉之事

一、御朱印無高之所ハ内証高如何程有之哉、是又右三ヶ条  
之儀如何之事

一、御朱印高之外ニ修復料極置候哉有之候哉之事

以上

右之趣御老被成、委細御書分ケ御書付、明後日朔日迄

之内、水野備前守様御屋敷へ御持参可被成候、寺

中・社家中銘々配当之わけ御書記ニハ不及候、住持・

寺中・社務・社中へ高之内何程配当、何程ハ修復料と

御書付可被成候

元禄十一年寅八月廿九日

松村与左衛門印

触所ハ、長福寺 梅之宮 金藏寺 善峯寺

九月朔日壬申 晴天、御朱印高配当書付、町奉行所へ物  
 代谷之坊持参、留メ外二有、仙翁坊隱居本寿坊快忠、今  
 朝八ツ之終り寢死去

二日癸酉 晴天、(山城國乙訓郡)下久世村利兵衛・久右衛門来ル、久世

川渡錢之儀、雇藏之者、錢可取由申二付、村々舟郷廻り

申通候様ニ申渡ス、(葛野郡)上里村口米之銀、今日彦兵衛持参ス、

扱又町代長兵衛と申者来ル、是ハ近日米倉丹後守様御登

山之由、道案内仕候故、道筋見分ニ参候由申

三日甲戌 晴天、(摂津國島上郡)萩谷村次郎兵衛来ル、菓子壺袋持参ス、

谷之坊帰寺、山神之市納来ル、明日 米倉丹後守様御登

山之由来ル、(雜色)勝義松村与左衛門(雜色)八左衛門殿来ル、明日

米倉丹後守様御登山為御案内申参候由

四日乙亥、晴天、巳ノ刻、(近見他、昌志)米倉丹後守様・(京都町奉行御覽)水野備前守様

御登山也、御機嫌能、殊ニ掃除等能宜敷取成と御ほめ被

成候、諸堂、其外諸事委ク書付持参仕候様ニ被仰候

五日丙子 晴天、昨日御両所御登山御礼ニ惣代圓月坊出

京也、諸堂品々書付、備前守様迄持参、別ニ留メ有

六日丁丑 雨天、上里村利左衛門・彦兵衛来ル、当取ケ

之儀、近日書付持参仕候様ニ申渡ス

七日戊寅 晴天、下久世村庄や利兵衛・久右衛門来ル、

当取ケ儀書付近日持参仕候様ニ申渡ス、龜山(鎌山宮別当寺)山本五左

衛門と申者、侍奉公望今日来ル、大智院取次也

八日己卯 晴天、(安國寺)泉藏坊来ル、そはこ・いも子持参

九日庚辰 雨天、御屋敷・晴雲院様・美濃や三所へ惣(中脱)分

松茸遣ス

十日辛巳 雨天、(奈良)進藤淡路守様(忍忠)御召、放光坊・実相坊

同道出京、桜本坊・実相坊同道、木下清兵衛殿へ御見舞、

当夏以書付知行配当之儀、本庄因幡守様へ御願申上候

処、此度被置下、則木下清兵衛殿御渡シ頂戴ス、夫(マ)今

進藤淡路守様へ参上ス、然ル処ニ、今度 (徳川綱吉御精院)三之御丸様

御筆之物、両山へ被為下置候、則是ハ淡路守様御取成御

願之由、則淡州様(進藤資長)御渡、夫(和那)富田甲斐守様へ御見舞、

進上ス

十一日壬午 晴天、今日帰寺ス

十二日癸未 晴天

十三日甲申 晴天、いわくら衆登山、有馬へ御見舞之相談ス、山本五左衛門今日来ル

十四日乙酉 晴天、樋口殿・晴雲院様屋敷喜兵衛殿・

御幸町へ松茸遣ス、谷之坊出京

十五日丙戌 晴天、進藤淡路守殿・富田甲斐守殿・木下

清兵衛殿御同道ニテ、去ル十二日ニ有馬へ御入湯被成候

二付、実相坊・桜本坊同道ニ而乍御見舞為御伽今日御

参、進物ハ焼饅頭壹折百人・酒五升樽式ツ・壹分麩百人

苞壹ツ・松茸壹籠ツ、此通り調、御三所へ持参、食堂

留主圓月坊

十六日丁亥 晴天、於本堂如恒例大般若經転読、松村与

左衛門分触書到来、口触 漸寒氣向候間、火之用心随分

念入候様ニ町々并裏借屋等まで急度可令触知者也

寅九月十二日

右之通被 仰出候間、門前・境内へ火之元念入候様可被

仰渡候、以上

元禄十一年寅九月十三日 松村与左衛門印

一、知行所へ毛見遣候ニ付、丹州寺田へ青山三左衛門雇ニ

善性遣ス、夜二人テ三左衛門来ル、上里村庄屋方へ明日毛見遣候間、毛引帳相認待居申候様ニ申遣ス、此通り其

元分下久世村へも申遣候様ニ申遣候

十七日戊子 晴天、今日知行処為毛見、青山三左衛門・

山本五左衛門・宗伯・杉谷小兵衛、其外草履取・茶辨

当・挾箱持相添遣ス、上里村昼七ツ頭ニ仕舞、夫分下久

世村へ步行、庄屋利兵衛方ニ一宿仕、供彦人帰ル

十八日己丑 晴天、青門主英宮様御不快ニ付、為御見舞

御所柿五十壹折、谷之坊持参、青山三左衛門下久世村之

毛見首尾能仕廻、昼八ツ前ニ帰山ス、有馬分実相坊・桜

本坊方分書状到来、御三人共ニ御機嫌能御入湯被成候由

申来

十九日庚寅 晴天、未ノ刻分雨降出、夜終降、青山三左

衛門泊ル

廿日辛卯 晴天、青山三左衛門丹州へ帰ル、送之下人壹

人添遣ス、下久世村庄屋利兵衛・年寄久右衛門来ル、此

比御毛見御出、首尾能帰山之段御礼届ケニ来候、則先日

被仰付候内見之書付持参ス、上中下都合高二五ツ六分之

書付なり、惣御日待成就坊被勤候(寶珊)

廿一日壬辰 晴天、作兵衛外畑(乙訓郡)へ松茸調ニ遣候、三百本

求メ帰り候、有馬実相坊(富田知郡)分書状来ル、甲斐守様(進藤資長)・淡路守

様温泉一段と御相応被成、一日二両度ツ、御入湯之由、

扱又御入湯之節ハ彼地年寄老人ツ、御前キはらい仕、毎度く諸事はれかましきよし申来ル

廿二日癸巳 晴天、有馬分書状来ル、御三人共二両山之

松茸御尋被成候由、就夫早々為持越候様ニと申来ル、岩

倉へ申遣ス

廿三日甲午、曇、小塩村へ松茸調へ二人遣、夜二入岩倉

分松茸来ル、明日人足ニて有馬へ持せ遣、一山分十五本、

両山分三十本、御壺人へ進上

廿四日乙未 晴天、七助有馬へ遣ス

廿五日丙申 雨天

廿六日丁酉 晴天、江戸浅草誓願寺登山、観音へ初尾

金子百疋、寺中七坊へも百疋ツ、持参、誓願寺寺中・同

同宿惠俊・源達・岳貞・岳真、此等供有、京都宿所ハ鳥

丸通綾小路下ル町橋本平兵衛所大経師家借宅、当寺分三

鉦寺・岩倉へ越山、案内を添遣、食堂ニて酒・吸物・小  
付食振舞、下々迄為給候(送)

廿七日戊戌 晴天、谷之坊出京、是ハ昨日誓願寺登山二、

付届ケ・暇乞二両山分服部烟草廿斤(但し壱斤二付、貳

匁三分五厘ツ、) 貳斤入・求肥三箱(但し壱箱二付、五匁七

分ツ、) 大風呂敷七ツ(但し壱ツ二付、貳匁三分五厘ツ、)

此通両山より持参、河村調遣(藤本)、扱又賀茂山本仙藏へ乍暇

乞、是も烟草五斤、両山分持参ス

廿八日己亥、晴天

廿九日庚子 晴天、有馬へ遣松茸、里へ調ニ遣、夜二入

岩倉分松茸来ル、明日人足ニて為持遣筈

晦日辛丑 曇、雨降、有馬へ喜三郎遣ス

十月朔日壬寅、曇、折々雨降、徒岩倉山分開山忌之回章(初九)

到来ル(マヤ)

二日癸卯、曇、折々小霰降、喜三郎有馬分帰山、上里村

百性伝左衛門見舞ニ来(送)

三日甲辰 晴天、松本坊・圓月坊・民部卿、岩倉へ越山(岡持道仙息)

四日乙巳、晴天、成就坊(寶珊)・民部卿同道ニて有馬へ御見舞、

又ハ実相坊・桜本坊為替岩倉ノ境知坊、持参物ハ素麵六拾把・羊羹三拾棹・壹分麩百五拾苞、御三人へ両山ノ進物、西室坊、是ハ自分入湯之望ニテ罷被下候由

五日丙午 晴天

六日丁未 晴天、時々小霰降(ツマ)

七日戊申 晴天

八日己酉 晴天

九日庚戌 晴天

十日辛亥 晴天、夜二入テ從 御公儀触書到来

覚

一、寺社并町中手酒造之儀一切停止事

一、最前相触候へ共、他所ノ入込拔酒有之由相聞候間、弥可遂穿鑿事

右之通堅可相守候、若外よりあらハるゝにおゐてハ、

急度可為曲事旨、洛中洛外江可令触知者也

寅十月日

右之通被仰出候間、寺社中并門前・境内迄急度可被仰

渡候、已上

元禄十一年寅十月九日

松村与左衛門印(雜色)

触所前々同断

十一日壬子 晴天

十二日癸丑 曇天

十三日甲寅 晴天、下久世村庄屋利兵衛、見舞又ハ蔵付(山城国乙訓郡)

之窺二来、上里村庄屋利左衛門上同断、夜二入テ河村(降水)ノ

手紙来ル、栗口青蓮院宮様御隠被成候由申来ル(栗田口)(英宮)

十四日乙卯 曇天、放光坊・谷之坊出京、是ハ 宮様御

悔申上ル序ニ、後桂蓮院様之時如御例御葬送之御供仕度(音連院尊證親王)

願、進藤采女殿迄申入、尤ニ被存、然者十七日夜亥ノ刻(為之)

二真如堂方丈ノ御葬送之御規式有之候間、暮方ニ彼方へ

参候様ニ得差図帰ル、御遷化ハ六日、八日ニ御殿之御山

へ葬、御葬送を十七日迄相延候者、(東山天皇) 当今様御方ニ御懷

躰(胎)之儀有之ニ付、為御祝儀御能有之、御上使大沢越中守(龜形)

様御上、是等之儀ニ付、御隠之儀御遠慮ニテ十一日ニ御

公儀向御沙汰有、十三日迄鳴物御亭止之事(尊)

十五日丙辰 晴天、食堂ニ而惣日待

十六日丁巳 晴天

十七日戊午 晴天、放光坊・谷之坊・宗伯、トモ喜三郎・又兵衛出京ス、真如堂法泉坊方二宿、今晚亥ノ刻ニ於真如堂御葬送之規式有之、御改名智冥院宮（御行年御八才、御導師山門正觀院前大僧正、真如堂・上乘院・山門衆・多武峰衆・鞍馬寺・善峯・坂東寺、其外御由緒有之衆御供ニ被出）

十八日己未 朝曇、御贈經・御焼香、放光坊惣代ニ相勤候由、夜ニ入テ放・谷婦寺、上里村彦兵衛小豆壺袋為見廻持參ス、伝左衛門見舞

十九日庚申 晴天

廿日辛酉 曇、終日雨降、快忠五十日ニ付齋有、金藏寺今香禪坊ニ越山、夜ニ入亥刻ニ從有馬実相坊御婦寺、

進藤淡路守様（資長）・富田甲斐守様（知郷）九月九日京着被成、十二日

京御発足、有馬江御入湯被成候付、同十五日今善峯寺（實瑞）・实相坊、岩倉今桜本坊有馬へ相詰メ、昨十九日迄居申、成就坊（岡村道仙息）・民部卿・境智坊十月五日ニ有馬へ參入、廿一日迄相詰メ被申候

廿一日壬戌 晴天

廿二日癸亥 晴天

廿三日甲子 晴天、進藤淡路守様（資長）・富田甲斐守様（知郷）、今日有馬御発足

廿四日乙丑 雪、淡路守様ハ山崎今直ニ金藏寺へ御廟參ニ付、实相坊（忍忠）・放光坊御出合申上ル、甲斐守様（木下信真）・清兵衛様（石清水）八幡宮へ直ニ御社參之由

廿五日丙寅 晴天、实相坊・圓月坊出京

廿六日丁卯 晴天、四ツ過、圓月坊婦寺、甲斐守様・淡路守様明日御登山可被成之由、噂有之二付、上下道除掃、本堂・弥陀堂莊嚴為致候、暮方ニ又兵衛京今婦ル、未御客御登山之儀日限知レ不申候由

廿七日戊辰 晴天、实相坊婦寺、昨晚富田甲斐守様、河村（隆水）一右衛門方へ御入被成候、实相坊・桜本坊參入ス

廿八日己巳 晴天、上里村伝左衛門来ル（高野郡）

廿九日庚午 雨天、甲斐守様・淡路守様（進藤資長）為御見舞、惣代谷之坊出京、谷之坊婦寺

十一月朔日辛未、時々雨、明日甲斐守様・清兵衛様御登山ニ付、谷や并源之丞・上里村伝左衛門来ル

二日壬申、午ノ刻夕雪、富田甲斐守様辰ノ刻御登山、食堂へ御入、本尊へ御初尾金子貳百疋、坊中へ金子百疋

ツ、被下候、川口彦太夫殿御供、有馬茅坊兵左衛門も御供仕、木下清兵衛様も御登山、本尊へ御初尾金子百疋、

坊中へ為御祝儀金三百疋御持参、右下々迄御馳走申ス、いわくら迄実相坊・谷之坊御送り申

三日癸酉 午ノ刻迄雪、成就坊帰寺、淡州様明後五日御登山之由、昨日甲州様御登山ニ付為御礼、惣代ニ松本坊

出京  
四日甲戌 晴天、明日 進藤淡路守様御登山ニ付、谷や安左衛門并源之丞・伝左衛門・市助来ル

五日乙亥 晴天、進藤淡路守様御登山、食堂ニ而御馳走申上ル、観音へ御初尾金貳百疋、坊中へ百疋ツ、御持参、

木下清兵衛殿ニも御登山、岡村道仙も御供、有馬奥坊半六も御供ニ而来ル

六日丙子 晴天、昨日御登山御礼ニ惣代谷之坊出京

七日丁丑 晴天、蔵付下久世村庄や・年寄・百性共二人  
数合本百性之分廿人、上里村庄や・年寄・百性共二人

数合本百性之分三十拾四人、右之通今日来ル、献立別紙ニ有、酒ハ出シ不申候

八日戊寅 晴天、谷之坊帰寺  
九日己卯 晴天、江戸衆御見立之ため、実相坊出京

十日庚辰 晴天、晴雲院様、今日ナシノキ町分柳場々屋敷へ御引越

十一日辛巳 晴天、富田甲斐守様・進藤淡路守様・晴雲院様へ両山分御暇乞ニ淡路守様服部たはこ拾斤入箱壹ツ、

両山分甲斐守様へ同断、晴雲院様へ昆布百本入箱貳ツ・求肥三斤入・山輪同箱貳ツ両山分御暇乞ニ進上ス

十二日壬午 晴天  
十三日癸未 晴天、求肥五斤入・山輪同箱壹ツ、是

ハ御筆拜領之御礼ニ淡路守様斗へ両山分進上ス  
十四日甲申 晴天、江戸衆今日御発足、晴雲院様も御同道也、御見立申、成・実共ニ柳場々屋敷ニ一宿ス

十五日乙酉 晴天、青門主御悔ニ成就・実相・民部卿

参上ス、饅頭之折献上ス、河村ニ泊ル  
十六日丙戌 晴天、成・実今日帰寺ス

十七日丁亥 晴天、谷之坊掃寺

十八日戊子 晴天、伝左衛門来ル、去年・当年下免書付持参候様ニと先日庄(屋)や共へ申付候処、百性共書付指出シ候儀迷惑ガリ候由物語ス

十九日己丑 晴天、大藏寺(仁部)市郎右衛門(山城國乙訓郡)今人来ル、吉丸(美力)熱物持参、そはこ到来ス、下久世村利兵衛来ル

廿日庚寅 晴天、市郎右衛門登山

廿一日辛卯 晴天、江戸へ之献上之漬松茸、其外(本注宗資)因州様・安藝守様(本注資俊)・淡路守様(進藤資長)へ御歳暮ニ漬松茸・御状共

ニ今日京御屋敷迄指上ル、惣代仙翁坊持参

廿二日壬辰 晴天、彦五郎・彦兵衛登山ス

廿三日癸巳、晴天

廿四日甲午 晴天、大師講谷之坊会所、三問一答唄教化

和讃ニ而法事終ル、上里村(高野郡)伝左衛門来ル、去ル廿一日、

岡村助之進・ま衛・伝左衛門并さや、其外利左衛門・年

寄共迄召帖ニ而瀧川丹後守様(具章)・頭方上ル由、利左衛門不

参候由御しかり、重而乗物か戸板ニ而成共参候様ニと被

仰付候由、其節兎角帳面持参候様ニと被仰候由、其上ニ

而帳面引合押シ可申と御意被成候由

廿五日乙未 晴天、下久世村太兵衛・利兵衛口上、斗升

ニ被仰付候ハ、カン米御免、かん米御入被成候ハ、斗升(次)

御免可被下候、小百性申上候ハ、斗升ニ而ハ壺石之内ニ

而式升六七合違候由迷惑仕候由、御訴訟申上くれ候へと

願申候由申来ル、西土川七郎兵衛登山、清左衛門銀納持

参、請取

廿六日丙申 晴天、八右衛門銀納ニ登山

廿七日丁酉 雪

廿八日戊戌 時々雪、三之御丸様(徳川綱母桂昌院)今拜領之輪嶋素麵(ママ)四日、

忍冬酒壺樽・五郎丸八講八疋、内壺疋ハ民部卿へ、残ハ

皆々七坊へ拜領ス、法泉寺来ル

廿九日己亥 辰ノ刻迄雪、大日院越山(安國寺)

晦日庚子 晴天、市郎右衛門登山、宗貞方へ書帖遣ス(仁部)

十二月朔日辛丑 晴天、谷之坊出京

二日壬寅 晴天、上里村(高野郡)・下久世村(山城國乙訓郡)江下札相渡ス、別ニ

留也

三日癸卯 晴天

四日甲辰 晴天、(岡村道仙)民部卿・吉丸同道、(乙訓郡)外畑村へ往ク

五日乙巳 雨天、成就坊(霞理)・放光坊(忍忠)・実相坊、外畑左右衛門(佐)

門頼母子ニ参入ス、泊ル

六日丙午 晴天、成・実・放、玄勝寺(佐)ニ泊ル、人形廻シ

見物ス

七日丁未 晴天、外畑(今)今日皆々帰寺ス、蓮蓮院(マ) 智

冥院宮様御忌中相済候とて、坊官衆中今書状来ル

八日戊申 晴天、金藏寺(今)人来ル

九日己酉 晴天、覚 小湊誕生寺派深川妙栄寺(妙水山本立寺)日泰、四

拾式歳、日蓮宗、一年比四十より少内ニ相見へ申候、一、

セイ中くらい、一、かほ四角長ク、少やりをと(楯)かい、一、目

中よりほそく二皮目、一、かほいろ青白く、一、髪黒く、一、

ひげ少々あり、一、惣牀中より少ふ(太り肉)とりし、一、右御僉議之

事有之候而牢ニ入置候処、当九月六日火事之節、本所廻

向院へ可罷越旨申渡候へハ、何方へ参候哉行衛不相知候

間、うたかハしきもの於有之者留置、早速奉行所へ可訴

出事、右之通御書付従 江戸到来候間、其趣を存知、あ

やしきもの有之ハ早速可訴出候、若かくし置、後日にあ

らハる、におゐてハ可為曲事者也、寅十二月日、右之通

御触候様ニ被仰付候、寺社中并門前・境内御吟味被成、

あやしきもの有之候ハ、早速御断り可被仰上候、以上、

元禄十一年寅十二月七日 松村与左衛門判(雑色)

右者光明寺(今)来ル

木下清兵衛殿(信真)分飛札到来ス、当月十三日栄光院様五十年(本庄宗正室、道芳母)

忌ニ相当り候ニ付、本因幡守様(本庄宗賢)分為廻向料金子貳両被

為下候、江戸分申来ル趣、圓月坊三代先之光瑞御念比ニ

御座候、唯今之衆中ハ無御存知方も可有候へ共、光瑞心(木下信真)

ニ成替り心実ニ御廻向頼入と之御帖、木清兵衛殿迄御念

比ニ申来ル由、依之十一日分二夜三日之法事相務ル筈也

十日庚戌 晴天、上里村利左衛門来ル、免(小以)コイ并小物成

山免コイモ仕ル

十一日辛亥 晴天、栄光院様法事、今日初夜分始ル、快

忠百ヶ日斎有り

十二日壬子 晴天、酉ノ刻分雪、道心者布子、今日来リ

渡ス

十三日癸丑 雪、栄光院様御当日御法事、御斎有(本庄道芳母)

十四日甲寅 晴天、因幡守様(本庄宗賢)へ御帖、今日木下清兵衛殿(信真)迄放光坊持参、御買付米勘定、清兵衛殿江今日仕、惣代放光坊持参也

十五日乙卯 酉ノ刻今雨天、放光坊■帰寺、河村八兵衛方へ絹代六拾式匁、放光坊へ云伝遣ス、六三郎方へ鳥目式百文かへし申ス

十六日丙辰 雪、江戸へ歳暮御札・巻数并年頭御札・巻数等、谷之坊・圓月坊寄合、今日今相認ル

十七日丁巳 晴天

十八日戊午 雪、上里村永荒并免之訴訟度々仕候二付、

今日永荒之分、古檢・新檢共赦免仕ル、則庄や彦兵衛来り申渡ス

十九日己未 晴天

廿日庚申 晴天、覚圓坊来ル趣、内蔵介今度得度二付、妙法院御門跡様御剃髮戴頭之由、来ル廿四日得度之由承

候

廿一日辛酉 晴天、如例年歳暮之御札・巻数、京都御屋敷献上ス、其外因幡守様(本庄宗賢)・安藝守様(本庄資俊)・淡路守様(進藤資長)へ御札

指上ル、并木下清兵衛殿・河村一右衛門殿(隆水)へ札進上ス、

其外牛房進上ス

廿二日壬戌 晴天、大風

廿三日癸亥 晴天

廿四日甲子 晴天

廿五日乙丑 晴天

廿六日丙寅 晴天、彦兵衛来ル

廿七日丁卯 晴天、京拂共二庄兵衛遣

廿八日戊辰 晴天、覚 奉公人之年季従前々拾年を限候

処、向後者年季之限無之、譜代に召仕候共相对次第たる

へく候由、從江戸申来候間、此旨洛中洛外可令触知者也、

寅ノ十二月日

右之通被仰出候、門前・境内江も御触之趣可仰渡候、

以上、元禄拾一年寅十二月廿六日(雑色) 松村与左衛門印、当

名如例、

(山城國乙訓郡) 下久世村ヨリ皆済二庄屋太兵衛・同利兵衛・年寄久右衛

門・百姓九郎兵衛来ル、勘定目録持参ス、此方今皆済帖

相渡ス、夕食為給、其上酒杯為給帰ス、食堂へ牛房壺把

持参ス

廿九日己巳 晴天、彦兵衛・伝左衛門来ル、上里村(葛野郡)今日

迄免割不仕候由、年貢米都合六拾石余之内式拾三石余、

今日迄不納候二付、未ノ刻今山本五左衛門上里村へ遣ス、

供伝三郎

晦日庚午 晴天、山本五左衛門、子ノ刻帰ル、段々不届

千万之由、昨今二六石七斗余代立ル、残拾六石余也、如

例申ノ刻堂社不残入堂、本堂・開山堂惣出仕、如例年勤

行有